

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度の我が国経済は、第3四半期に入り景気対策の縮小や円高の影響などにより、回復のペースに一服感がみられたものの、海外経済の改善を背景に、総じて緩やかな回復基調が続きました。また、海外においても、中国で景気は拡大した他、米国、欧州においても、緩やかながら回復基調が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、国内外における製造業向けの需要が堅調に推移したことなどにより、鋼材やアルミ・銅圧延品の販売数量が、前連結会計年度の水準を上回りました。また、油圧ショベルの販売台数は、中国における需要が拡大したことなどから、前連結会計年度を大きく上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ1,875億円増収の1兆8,585億円となり、営業利益は、前連結会計年度に比べ785億円増益の1,245億円、経常利益は、前連結会計年度に比べ788億円増益の890億円となりました。また、当期純利益は、前連結会計年度に比べ466億円増益の529億円となりました。

なお、当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）を適用しており、従来、製品等の類似性を考慮して決定しております事業セグメントの区分を経営管理上の事業セグメントの区分に変更しております。前連結会計年度比は前連結会計年度分を新区分に作成し直して記載しております。

当連結会計年度の新たなセグメント毎の状況は以下のとおりであります。

#### [鉄鋼事業部門]

鋼材については、リーマン・ショック後の回復途上にあった前連結会計年度と比較すると、国内外における製造業向けの需要が総じて堅調に推移したことなどから、当連結会計年度の鋼材販売数量は、前連結会計年度を上回りました。また、販売単価については、原材料価格が値上がりした影響などにより、前連結会計年度を上回りました。

鋳鍛鋼品の売上高は、造船向けの需要が減退したことなどから、前連結会計年度を下回りました。一方、チタン製品の売上高は、需要家の在庫調整が進展したことなどにより、前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比13.2%増の8,403億円となり、経常損益は、在庫評価影響の大幅な改善もあり、前連結会計年度に比べ484億円増益の237億円の利益となりました。

#### [溶接事業部門]

溶接材料の販売数量は、中国、東南アジア、韓国などアジア地域での需要が堅調に推移したことなどから、海外を中心に前連結会計年度を上回りました。また、溶接システムについても、中国の建設機械分野向けの需要が旺盛に推移したことから、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比2.1%増の777億円となり、経常利益は、前連結会計年度に比べ28億円増益の46億円となりました。

#### [アルミ・銅事業部門]

アルミ圧延品の販売数量やアルミ鋳鍛造品の売上高は、自動車、エアコン向けや液晶・半導体製造装置関連を中心化する需要が堅調に推移したことから、前連結会計年度を上回りました。

銅圧延品の販売数量は、板条の需要は第3四半期に入り半導体向けを中心とした需要家の在庫調整により減少しましたが、当連結会計年度を通しては堅調に推移し、銅管の需要は猛暑によりエアコン向けが増加したことから、前連結会計年度を上回りました。

以上のような状況に加えて、販売価格に転嫁される地金価格が上昇したことから、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比16.1%増の3,040億円となり、経常利益は、前連結会計年度に比べ125億円増益の147億円となりました。

#### [機械事業部門]

自動車及び石油精製・石油化学業界などにおける設備投資が、緩やかに回復したことから、関連製品の受注高は、前連結会計年度を上回りました。

以上の状況から、当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比41.4%増の1,407億円となり、当連結会計年度末の受注残高は、1,522億円となりました。

一方、当連結会計年度の売上高は、大型の石油精製用高圧反応器の売上が集中した前連結会計年度と比べると、11.1%減の1,545億円となり、経常利益は、前連結会計年度に比べ63億円減益の145億円となりました。

#### [資源・エンジニアリング事業部門]

当連結会計年度において、大型還元鉄プラントを受注したことなどから、当事業の受注高は、前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比87.0%増の753億円となり、当連結会計年度末の受注残高は、956億円となりました。

一方、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度並の642億円となりましたが、経常利益は、売上案件の構成が異なったことなどから、前連結会計年度と比べ、16億円減益の30億円となりました。

#### [神鋼環境ソリューション]

当連結会計年度において、大型の下水汚泥焼却処理設備や廃棄物処理施設を受注したことなどから、当事業の受注高は、前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比11.0%増の648億円となり、当連結会計年度末の受注残高は、350億円となりました。

一方、当連結会計年度の売上高は、廃棄物処理関連事業の分野において、大型の廃棄物処理施設の売上を計上した前連結会計年度と比べると、16.0%減の696億円となりましたが、経常利益は、コスト削減に取り組んだことなどから、前連結会計年度に比べ、14億円増益の31億円となりました。

#### [コベルコ建機]

主力市場である中国での販売台数が、前連結会計年度を大幅に上回りました。また、需要の回復が続く東南アジアや、需要が持ち直した国内の販売台数も、前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比45.9%増の3,131億円となり、経常利益は、前連結会計年度に比べ207億円増益の263億円となりました。

#### [コベルコクレーン]

アジアの一部地域を除き需要が低迷したことから、販売台数は、前連結会計年度を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比25.8%減の409億円となり、経常損益は、前連結会計年度に比べ25億円減益の13億円の損失となりました。

#### [その他]

神鋼不動産(株)の不動産販売において、分譲マンションの引渡戸数が減少したことから、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比15.7%減の655億円となりましたが、経常利益は、(株)コベルコ科研の試験分析事業において、輸送機、エレクトロニクス業界向けを中心に需要が回復したことなどにより、前連結会計年度に比べ34億円増益の64億円となりました。

(注) 売上高・受注高には消費税等を含んでおりません。(以下「生産、受注及び販売の状況」において同じ。)

### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローに係る収入が1,777億円、投資活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△966億円、財務活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△981億円となりました。

以上の結果、換算差額を含めた当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ219億円減少の1,897億円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益が増加した一方で、たな卸資産の増加により運転資金負担が増加したことなどから、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度並みの1,777億円となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形及び無形固定資産の取得による支出が減少したことなどから、当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて236億円支出が減少し、△966億円となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れ及び社債の発行による収入が減少したことなどから、当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて685億円収入が減少し、△981億円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における鉄鋼事業部門、アルミ・銅事業部門の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	当連結会計年度 (22. 4 ~23. 3 )	
		生産数量 (千トン)	前期比 (%)
鉄鋼事業部門	粗鋼	7, 681	+16. 0
アルミ・銅事業部門	アルミ圧延品	302	+5. 7
	銅圧延品	138	+21. 5

### (2) 受注状況

当連結会計年度における機械事業部門、資源・エンジニアリング事業部門、神鋼環境ソリューションの受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	当連結会計年度 (22. 4 ~23. 3 )			
		受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)
機械事業部門	国内	54, 130	+17. 9	51, 655	+18. 9
	海外	86, 665	+61. 5	100, 570	△6. 5
	合計	140, 795	+41. 4	152, 226	+0. 8
資源・エンジニアリング 事業部門	国内	24, 015	△24. 0	41, 200	+6. 8
	海外	51, 327	+491. 1	54, 461	+123. 6
	合計	75, 342	+87. 0	95, 661	+52. 0
神鋼環境ソリューション	国内	61, 914	+8. 0	32, 545	△16. 2
	海外	2, 955	+162. 2	2, 479	+170. 6
	合計	64, 869	+11. 0	35, 024	△11. 9

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度におけるセグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (22. 4 ~ 23. 3)	
	金額 (百万円)	前期比 (%)
鉄鋼事業部門	840, 381	+13. 2
溶接事業部門	77, 791	+2. 1
アルミ・銅事業部門	304, 017	+16. 1
機械事業部門	154, 521	△11. 1
資源・エンジニアリング事業部門	64, 264	△2. 0
神鋼環境ソリューション	69, 605	△16. 0
コベルコ建機	313, 143	+45. 9
コベルコクレーン	40, 968	△25. 8
その他	65, 580	△15. 7
調整額	△71, 698	—
合計	1, 858, 574	+11. 2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (21. 4 ~ 22. 3)		当連結会計年度 (22. 4 ~ 23. 3)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
神鋼商事(株)	236, 471	14. 2	267, 029	14. 4
(株)メタルワン	183, 967	11. 0	211, 897	11. 4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他

当連結会計年度における鉄鋼事業部門の主要な原材料価格及び鋼材販売価格は、前連結会計年度に比べて著しく上昇しており、その状況については、「1. 業績等の概要」に記載しております。

### 3 【対処すべき課題】

本年3月11日に発生した東日本大震災では、当社グループ従業員への人的被害や、生産設備への致命的な被害は生じなかつたものの、当社グループの需要家をはじめ各方面に多大な影響がでております。現時点での影響の範囲や程度、期間を見極めることは困難であるものの、当社グループも何らかの影響を少なからず受けるものと予測しております。当社グループとしては、これらの影響を適宜見極めながら、適切に対応してまいります。

一方で、当社グループをとりまく中長期の事業環境については、少子高齢化、製造業の国外移転などを背景に、国内需要の減少、新興国を中心とした海外需要の伸長が進み、加えて、温暖化ガス問題が世界的に深刻になるにつれ、国内の操業制約や、自動車のハイブリッド化、電気自動車の普及など、低炭素社会に向けて、需要構造が急速に変化していくという基本的な構図は変わらないものと見ております。足下は先行き不透明な環境にあるものの、当社グループはこの様な中長期の事業環境の大きな流れを見失わずに経営を進めて行きたいと考えております。

#### <中長期経営ビジョン>

こうした認識の下、当社グループでは、中長期の経営指針として平成22年4月に策定した「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」の実現に向け、現在、様々な取組みを進めています。このビジョンは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術を更に融合することにより、

- ・ グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・ 安定収益体质と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・ 株主・取引先・従業員・社会と共に成長する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループは、このようなグループ像に向けて、まず、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底し、その上で、以下の基本方針の下、新しい価値の創造とグローバルな成長を目指してまいります。

#### <中長期経営ビジョンの基本方針>

このグループ像を目指すための基本方針は次のとおりです。

##### (i) オンリーワンの徹底的な追求

オンリーワン製品・技術・サービスについて、既存のものは、市場での地位向上、採算向上に継続して注力するとともに、新たなオンリーワンの創出を追求してまいります。

加えて、当社グループならではのサービス、すなわち、事業としてのアフターサービスはもちろんのこと、変化する顧客のニーズを常に発掘・捕捉し、より良い製品・技術として反映することにより、顧客満足度を向上させてまいります。

また、顧客・社会の志向と歩調を合わせ、既存ビジネスにとどまらず、その更に川下の領域や、次世代製鉄法のような川上の領域にも事業展開することを積極的に追求し、付加価値を飛躍的に向上させることも狙ってまいります。

##### (ii) 「ものづくり力」の更なる強化

「ものづくり」とは、企業理念である「信頼される技術、製品、サービスを提供します」を実践するための「営業・マーケティング～開発・設計～調達～製造・生産」といったトータルの活動であり、また、「ものづくり力」とは「“永続的に”信頼される技術、製品、サービスを提供する力」であるとともに、成長のための「エンジン」でもあると定義し、この当社グループの競争力の源泉である「ものづくり力」の強化に、グループ全体で取り組んでまいります。

##### (iii) 成長市場への進出深化

成長する新興国市場を中心に、需要の拡大する地域・分野を追いかけ、その特性に見合った事業展開を行なってまいります。

また、オンリーワン製品・技術・サービスをもって、国内外の成長分野である環境・資源・エネルギーへの取組みを加速させてまいります。

##### (iv) グループ総合力の発揮

グループ内の知恵・アイデア・ノウハウを一層集積・流通させ、新たな価値を創造してまいります。

また、グループ横断プロジェクト活動による総合技術力・提案力の向上、技術融合による新たなオンリーワン創出、「KOBELCO」ブランドの定着など、グループ内に横串を通す活動を推進することにより、総合力の強化に取り組んでまいります。

加えて、事業環境が激しく変化する中、事業基盤の強化・変革を担うことのできる人材、グローバルな事業展開にも対応可能な人材を計画的に育成してまいります。

##### (v) 社会への貢献

地域社会や環境保全への貢献を中心に、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、地球温暖化問題に対しても、事業活動を通じて貢献してまいります。また、コンプライアンスに対する「感度」の高い企業風土をグループ全体で醸成してまいります。

## <『KOBELCO VISION “G”』に向けた取組み>

当期においては、コストダウンや設備の安定稼働、品質改善など、「ものづくり力」の強化に取り組みました。特に、本社部門に新設した「ものづくり推進部」を中心に、グループ内の先進事例の共有や、製造拠点間の交流促進などのグループ内に横串を通す活動も積極的に進めました。

また、本年1月には中国統括会社「神鋼投資有限公司」を設立し、本年4月に業務を開始しました。統括会社を基点として、中国国内での投資、資金管理の一元化や、グループ内横串活動の推進など、グループ総合力の発揮に向けた取組みを今後も進めてまいります。

この他、鉄鋼及び資源・エンジニアリングの両事業部門に跨る海外展開を円滑に検討・推進する為の組織として、本年4月付で本社部門に鉄・資源海外企画部を新設しました。

事業毎の『KOBELCO VISION “G”』に向けた施策と当期における取組みは以下のとおりです。

### [鉄鋼事業部門]

- ① 新興国（中国、インド）を中心とした成長市場での需要増の着実な取込み
- ② 鋼材の「オンリーワン製品」である、ハイテンと特殊鋼のグローバル展開
- ③ 還元鉄の鉄鋼事業における活用策の検討

当期においては、米国のプロテックコーティング社に自動車用冷延ハイテン（高張力鋼板）を製造するための連続焼鍔設備を新たに設置することについて、合弁相手であるU.S.S社と合意しました。自動車用冷延ハイテンは、衝突安全性能と車体軽量化による燃費性能を両立させるニーズの高まりを背景に、北米においても需要拡大が見込まれますが、現在供給可能なメーカーが限られています。この需要拡大を、プロテックコーティング社が平成5年より積み重ねてきた溶融亜鉛めっき鋼板の納入実績と、当社加古川製鉄所で培った冷延ハイテンに関する技術優位性とを組み合わせて取り込むべく、平成25年初頭の営業運転開始を目指しております。

また、チタンの分野では、日立金属（株）、（株）I.H.I、川崎重工業（株）と共同で日本エアロフォージ（株）を設立し、同社に国内で初めてとなる能力5万トン級の最新鋭大型鍛造プレスを導入することを決定しました。導入予定のプレスでは、これまで国内では不可能であった大型部材の製造が可能となりますので、このプレスを活用し、世界で拡大が見込まれる航空機用チタン大型鍛造材の需要を取り込んでまいります。

この他、新設された鉄・資源海外企画部と連携しながら、鉄鋼事業において還元鉄を活用する様な案件の検討を加速してまいります。

### [溶接事業部門]

- ① ソリューション展開（溶接材料・溶接技術・溶接ロボットの組み合わせ）を基軸とした、持続的成長と収益の追求
- ② 海外既存拠点の事業拡大と新興国進出による海外事業の強化

当期においては、中国での拡大する需要に対応すべく、溶接材料ならびに溶接システムの販売会社である上海神鋼溶接器材有限公司の営業を開始した他、建設機械向けなどに使用されるソリッドワイヤを製造・販売する唐山神鋼溶接材料有限公司、及び主に造船分野で使用される軟鋼F.C.W（フラックス入りワイヤ）を製造・販売する青島神鋼溶接材料有限公司では増産投資を実施しました。

また、インドにも溶接材料の販売会社を設立することを決定しました。新法人は、発電関連など拡大するエネルギー分野向けを中心とした溶接材料の販売に加え、新たな調達先や新規原材料の適用検討、成長市場でのマーケティング機能の強化を進めてまいります。

### [アルミ・銅事業部門]

- ① 新拠点の設立やアライアンスの活用も含めた海外事業の拡大
- ② オンリーワン製品（自動車、IT、エネルギー分野）の強化と拡充

当期においては、自動車サスペンション用のアルミ鍛造部品の中国における製造・販売会社を設立しました。同部品に対する需要は、自動車軽量化ニーズの高まりを受け、世界的に成長するものと見込んでおりますが、日本及び進出済みの米国に、平成24年度の操業開始予定の中国を加えた三極体制で、自動車メーカーの現地調達ニーズに応えてまいります。

### [機械事業部門]

- ① マザー工場（国内主力生産拠点）での生産技術力の強化と海外事業拠点拡充による現地生産化の更なる推進
- ② 「環境」・「エネルギー」を意識したオンリーワン製品の創出と拡販（「スチームスター」「次世代ヒートポンプ」など）

当期においては、幅広い生産現場で機器の作動や液体の吹き付けなど様々な用途で使われる汎用圧縮機の需要増に対応するため、神鋼圧縮機製造（上海）有限公司の汎用圧縮機生産能力を年産で約60%増強することを決定しました。

また、新興国を中心とした自動車生産増に伴い、需要が拡大しているタイヤ・ゴム機械に関して、インド以西に強固な販売網を有するL&T社（ラーセン・アンド・トゥブル社）と合弁で、インドに製造・販売会社を設立しました。当事業部門の主力メニューの一つであるタイヤ・ゴム機械では、既存の日本、米国及び中国に、今回の新会社を加えた四極体制でタイヤメーカーのグローバル化に対応してまいります。

#### [資源・エンジニアリング事業部門]

- ① ITmk3プロセスを中心とした還元鉄ビジネスの積極的な展開
- ② 改質褐炭プロジェクトの商業化推進と事業体制構築

当期においては、新興国を中心に鉄鋼需要が拡大し、資源価格の高止まりが続いている環境の下、低品位の鉄鉱石を有効活用するという観点で、当社が開発した新製鉄法であるITmk3プロセスのビジネス展開を積極的に行ないました。具体的には、ベトナムにおいて、アイアンナゲット（粒鉄）の製造・販売事業の企業化調査を進めた他、インドにおいても国営製鉄会社であるSAIL社との間で事業化検討を行なうことで合意に至り、企業化調査に着手しました。

#### [神鋼環境ソリューション]

- ① 提案型ビジネス（サービス・メンテナンス）の拡大による収益力強化
- ② 海外市場（ベトナム・インドなど）への進出・拡販

当期においては、前年に開設したベトナム事務所を現地法人化しました。今後はこの新法人を通して、製鉄所、発電所、食品工場等の新規建設が数多く計画されているベトナムで、水処理の旺盛な需要に対応してまいります。また、神戸市と「水・インフラ事業の海外展開などに関する相互協力協定書」を締結し、神戸市との相互協力の下、産業用水処理施設だけでなく、上下水処理ビジネスをベトナムなどで展開してまいります。

#### [コベルコ建機]

- ① 新興国（中国・タイ・インドなど）市場の事業拡大
- ② 先進技術（「低燃費」「低騒音」）を核とした地域ニーズに合った商品開発

当期においては、急拡大する中国での需要に対応するため、成都市及び杭州市にある両拠点の生産能力を引き上げた他、現地生産機種も拡充しました。これら施策の寄与もあり、コベルコ建機の中国での油圧ショベル販売台数は、平成22年1月～12月において前年比90%以上増加しました。

また、中国に次ぐ大きな市場になると期待されるインドにも新たな製造拠点を完成させました。今後、順次生産台数を拡大させ、成長する需要に対応してまいります。

この他、競争力を強化するため広島地区の生産体制を再編し五日市に新工場を建設すること、及びグローバルな開発、生産、調達を最適化する司令塔としてグローバルエンジニアリングセンターを設立することを決定しました。

#### [コベルコクレーン]

- ① 「ものづくり力＋サービス力」強化
- ② 海外戦略拠点の確立

当期においては、今後の成長が見込まれるインドと、世界需要の40%以上を占める中国に、クローラクレーンの生産拠点を設立することを決定しました。両拠点においては、現地調達化の推進などにより競争力を強化しつつ、現地需要家のニーズを的確にとらえ、迅速に対応してまいります。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）は以下のとおりであります。

##### 1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認められるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行なわれる事なく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様に大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに半年を超えて交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意無く行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループでは、平成22年4月に神戸製鋼グループ「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』」を策定し、現在、この実現に向け取り組んでおります（「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』」の概要および取組み状況につきましては、「第2 事業の状況 3. 対処すべき課題」に記載しております）。

### (2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります（具体的な内容につきましては、「第4 提出会社の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております）。

## 3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上のために、以下に定める大規模買付ルールを策定するものとし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき、一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）をもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

### (1) 本プランの趣旨

本プランは、当社株券等（下記注2に定義します。以下同じです。）に対する(i)持株割合（下記注1に定義します。以下同じです。）が15%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、および(ii)結果として持株割合が15%以上となる当社株券等の公開買付け（以下「大規模買付行為」といいます。）が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討や評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで当該大規模買付行為が開始されないことを確保するものです。

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会は対抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は検討期間の終了により大規模買付行為を開始できることとなります。一方、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、および、遵守した場合でも当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るために必要と判断する場合には、当社取締役会は対抗措置を発動することができます。なお、この検討期間は、下記(4)に定める所定の条件に従い延長される場合があります。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

(注) 1 「持株割合」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記(ii)の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、持株割合の算出に当たり、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）については、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注) 2 「当社株券等」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいい、上記(ii)の大規模買付行為については、同法第27条の2第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいいます。

## (2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客觀性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を後記＜ご参考＞（独立委員会の概要）に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が大規模買付行為の是非を判断するのに十分か否かの判断ならびに下記(5)、(6)および(8)に記載する対抗措置の発動ならびに中止などの可否についての当社取締役会への勧告をはじめとして、後記＜ご参考＞（独立委員会の概要）に記載する事項について審議および決議を行ないます。なお、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告する場合には、独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件とし、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告に反映される仕組みを確保しております。

## (3) 本必要情報の提供

### (a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続きに従って提供していただきます。

### (b) 求める情報

#### 1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的な内容は、原則として下記2)に例示する項目としますが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なり得るため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報のリスト（以下、「本必要情報リスト」といいます。）により定めることといたします。ただし、当社が大規模買付者に提供していただく情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要なかつ十分な範囲に限定されるものとします。

#### 2) 本必要情報の具体的な内容（例）

- ① 大規模買付者およびそのグループ会社その他の関係者の概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付けを予定する持株割合を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金または保証・信用等の供与者の有無、名称その他の概要を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、（設備）投資計画、資本政策、配当政策、財務計画および資産活用策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させることの具体的な根拠
- ⑧ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および内容

### (c) 本必要情報提供に係る手続き

#### 1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいた上、本プランに従う旨を誓約していただきます。

#### 2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報リストを大規模買付者に交付いたします。

#### 3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の検討および判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が大規模買付行為の是非を判断するのに必要なかつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、当社取締役会は大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります（ただし、独立委員会は、大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要な水準を超える情報開示を大規模買付者に対して要求し、または、大規模買付者に対して延々と本必要情報の提供を求めるなど、上記(a)に記載する趣旨を逸脱した運用を行なわないこととします。）。独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要なかつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、当社は適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

大規模買付行為の意向表明があった事実およびこれに関連する事項につきましては、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、大規模買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することいたします。

(4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い、独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) 上記(i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を、それぞれ当社取締役会および独立委員会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保いたします。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家などの助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報の検討評価を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に向けて真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が当社取締役会に提供した本必要情報と当社取締役会が独立委員会に独自に提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものといたします。

また、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大60日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断した理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表を行ないます。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

(a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(7)に記載する対抗措置をとることといたします。

(b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

1) 基本的考え方

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示などを行なうにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の提案ならびに当社取締役会が提示する当該提案に対する意見および代替案などをご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(7)に記載する対抗措置をとることができます。

具体的には、下記2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

2) 対抗措置をとる場合

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンマーチー）

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者に移譲させる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）

③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産などを売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に事業再編の一環として当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）

⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を最初の買付けより不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けなどの株券等の買付けを行なうことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ（軽微な毀損は除きます。）、その結果、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

(6) 対抗措置の発動手続き（公正性の担保）

上記(5)に記載の、本プランに則って一連の手続きが行なわれたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、その客觀性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

(7) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記(5)および(6)に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（大規模買付者の特定株主グループ（下記注に定義します。）に属する者を含みます。以下、本(7)において同じです。）は新株予約権を行使できないことを含め、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てることとし（以下、「本新株予約権無償割当て」といいます。）、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(注) 「特定株主グループ」とは、上記(1)(i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記(1)(ii)の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行なう者およびその特別関係者、ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。

(a) 本新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる本新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行ないます。

(c) 本新株予約権無償割当てが効力を生じる日

本新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は本新株予約権1個当たり1円とします。

(e) 本新株予約権を使用することができる期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

大規模買付者は本新株予約権を使用できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者も本新株予約権を使用できないものとします。

本新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

適用ある法令（外国の法令を含みます。以下、本(g)において同じです。）上、本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、本新株予約権の行使が法令上認められない場合には、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権無償割当に際して取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。また、当社は、本新株予約権無償割当に際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権1個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。

(i) 端数の切り捨て

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数または本新株予約権の取得の対価として交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当に際して当社取締役会にて別途定めるものとします。

(8) 対抗措置の発動の中止など

独立委員会は、本新株予約権無償割当が当社取締役会において一旦決議された後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権無償割当までの間は、本新株予約権無償割当の中止を、本新株予約権無償割当の後においては本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または、(b) 上記(6)の勧告の判断の前提となった事実関係などに重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者による大規模買付行為が上記(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても本新株予約権無償割当を行なうこと、もしくは本新株予約権を行使させることが相当ないと、独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権無償割当の中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当の中止または本新株予約権の無償取得などを行なうか否かについて決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要、その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに公表を行ないます。

(9) その他

(a) 言語

本プランに基づく当社への本必要情報の提供、その他の当社への通知および連絡は日本語により行なわれるものといたします。

(b) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの基本的考え方方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを隨時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものといたします。

(c) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては当社第158回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

本プランは同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効いたしました。本プランの有効期限は平成25年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成25年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(d) 法令の改正などによる修正

本対応方針で引用する法令の規定は平成23年4月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

4. 株主および投資家の皆様に与える影響など

(1) 本プラン発効時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プラン発効時においては、新株予約権無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、本新株予約権無償割当てを行なうことがあります。本新株予約権の仕組み上、当社株主の皆様（本プランにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者およびその特定株主グループに属する者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が本新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令および関連する金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行ないます。

(3) 対抗措置発動の中止時に株主および投資家の皆様に与える影響

上記3.(8)に記載のとおり、独立委員会は、本新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議された後においても、本新株予約権無償割当てまでの間は、本新株予約権無償割当ての中止を、本新株予約権無償割当ての後においては、本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことがあります。

なお、本新株予約権無償割当ての決議がなされた後、本新株予約権無償割当てが中止され、または本新株予約権無償割当ての後に全ての本新株予約権が当社により取得された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

(a) 本新株予約権の申込手続き

本新株予約権は、本新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てられ、割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続きは必要ありません。

(b) 本新株予約権の行使手続き

株主の皆様が本新株予約権を行使する場合には、本新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれでは権利行使期間内に本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んでいただく必要があります。

当社取締役会が本新株予約権を当社株式をその対価として取得することを決議した場合には、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになります。

5. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける企業価値、ひいては株主共同の利益の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、株主の皆様は、現在の経営者によるかかる取組みを容認するか否かについて、取締役の選解任権の行使を通じて、そのご意思を表明することができます。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供させること、一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、およびこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることは、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 当社の株主共同の利益を損なうものでないこと

当社グループによる企業価値、ひいては株主共同の利益の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制ならびにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらし、ひいては株主共同の利益につながるものです。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。

このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

### (3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されています。当社は取締役の任期を1年としており、任期期差制や解任のための株主総会決議要件の加重なども一切行なっておりません。また、上記3.(9)(c)に定めるとおり、本プランは、有効期間中であっても当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で廃止されることとなっております。したがって、1回の株主総会で取締役の選解任を行ない、その後の取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付者が遵守すべき情報提供などのルールや、必要に応じて当社がとるべき対抗措置の内容および手続きを定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する条件および手続きを事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれます。

さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、これに対する対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

## <ご参考>（独立委員会の概要）

### 1. 構成

独立委員会の構成員数は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者と最低1名の社外取締役によって構成されることとし、当社取締役会が委員を選任するものといたします。独立委員会は、互選により、委員の中から1名を独立委員会の委員長に選任するものといたします。

### 2. 任期

委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとし、当該委員が再任されることを妨げないものといたします。

### 3. 権限および責任

独立委員会は、下記①から⑧までに記載する事項について審議および決議を行ない、下記⑤から⑦までについては、当該決議に基づき当社取締役会に対して勧告を行なうものといたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的な決定を行ないます。

- ① 大規模買付者の提供した情報が大量買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものであるか否か
- ② 本必要情報提供期間の延長が必要か否か
- ③ 本必要情報の全部または一部を公表するか否か
- ④ 買付行為評価期間の延長が必要か否か
- ⑤ 本プランに定める手続きが遵守されたか否か
- ⑥ （大規模買付者が提供した本必要情報および当社取締役会が独自に提供した情報の分析および評価を踏まえた上で）対抗措置をとるべきか否か
- ⑦ 対抗措置の中止などを行なうべきか否か
- ⑧ その他当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上に関連する事項であって当社取締役会が諮問した事項

### 4. 決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の現任委員が全員出席し、その過半数をもって行なうことといたしますが、独立委員会がやむをえないと認める場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、当該出席した委員の過半数をもって行なうこともできるものとします。ただし、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当該勧告決議には独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものとします。

### 5. その他

- ① 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。
- ② 独立委員会は、大規模買付者による提案が行なわれない場合であっても、半期に1回、定期委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況など上記3.に記載の決議を行なうために必要な情報の収集および共有を行なうことといたします。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、次のとおりであります。

なお、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、「第2 事業の状況」の他の項目、「第5 経理の状況」の注記事項、その他においても記載しておりますので、併せてご参照ください。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### 1. 主要市場の経済状況等

当社グループの国内向け販売は、自動車、造船、電気機械、建築・土木、IT、飲料容器、産業機械などを主な需要分野としております。一方、当連結会計年度の海外向け販売は全売上高の35.8%であり、最大の需要国である中国を含むアジア地域が、海外売上高の過半を占めております。

従って、当社グループの業績はこれらの需要分野の動向、需要地域における経済情勢等の影響を受けます。また、海外の各需要地域における政治・社会情勢、関税、輸出入規制、通商・租税その他の法的規制の動向が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各製品市場において、国内外の競合各社との厳しい競争状態にあり、その状況次第では当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 2. 鋼材販売数量・価格の変動

当社グループの販売する鋼材の数量・価格は、国内外の需要分野の動向や国際的な鋼材需給・市況により影響を受けます。

国内鋼材販売の形態は、大きくは製品数量・規格等を直接需要家との間で取り決めて出荷する「紐付き」と、需家が不特定の状態で出荷する「店売り」とに分かれますが、当社の場合ほとんどが「紐付き」であります。鋼材の需給状況が変動した場合、「店売り」価格の方がより敏感に連動するものの、最終的には「紐付き」価格も影響を受けることになります。また、鋼材販売数量の概ね30%を占める輸出鋼材の販売数量・価格についても、各需要地域における鋼材需給等により影響を受けます。

これらの鋼材販売数量・価格の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

##### 3. 原材料等の価格変動

当社グループが調達している鉄鉱石、石炭、合金鉄・非鉄金属、スクラップ等の鉄鋼原料価格及びそれらの輸送に関わる海上運賃等は、国際的な市況に連動しております。特に、鉄鉱石及び石炭については、原産国や供給者が世界的にも限られていることから、需給動向が国際市況に与える影響が大きくなる傾向があります。これらの価格・運賃の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

また、アルミ・銅事業におきましては、アルミ・銅の地金価格の変動は基本的にお客様に転嫁する仕組みとなっております。しかしながら、地金価格の市況が短期間に大きく変動した場合には、会計上の在庫評価影響などによって、当社グループの業績に一時的に影響が生じる可能性があります。

更に、当社グループは、耐火物等の副資材、設備投資関連資材、及び電装品、油圧機器、内燃機器等の資機材を外部調達しており、これら資機材の価格変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

##### 4. 環境規制等の影響

鉄鋼、アルミ・銅事業部門を中心に、その生産活動の過程において廃棄物、副産物等が発生します。当社グループでは、国内外の法規制に則った適切な対応に努めておりますが、関連法規制の強化等によって、過去に売却した工場跡地等であっても土壤汚染の浄化のための費用が発生するなど、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後二酸化炭素等の排出に関連して数量規制や税の賦課が導入された場合には、鉄鋼事業部門を中心当社グループの事業活動が制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 5. 事故、灾害等による操業への影響

当社グループの生産設備の中には、鉄鋼事業部門の高炉、転炉など高温、高圧での操業を行なっている設備があります。また、高熱の生産物、化学薬品等を取り扱っている事業所もあります。対人・対物を問わず、事故の防止対策には万全を期しておりますが、万一重大な事故が発生した場合には、当社グループの生産活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内外の製造拠点等において、大規模地震や台風等の自然災害、新型インフルエンザ等の感染症、その他当社グループの制御不能な事態により操業に支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 訴訟のリスク

当社グループは、国内、海外において多岐にわたる分野で事業活動を行なっており、その遂行にあたっては、法令その他の社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行なうことを指針としております。しかしながら、当社グループ各社及び従業員の法令等に対する違反の有無にかかわらず、製造物責任法や知的財産権の問題等で訴訟が提起される可能性があり、その結果によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 財務リスク

### ① 為替レートの変動

当社グループの外貨建取引は主として米ドル建てで行なわれており、当連結会計年度におけるドル収支は輸入超過であります。当社グループは、短期的な対応として為替予約等を実施しておりますが、変動リスクを完全に排除することは困難であり、為替レートの変動は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ② 金利率の変動

当連結会計年度末における当社グループの外部負債残高は7,698億円（IPPプロジェクトファイナンスを含めると8,454億円）であります。大部分は金利率が固定された負債でありますが、金利率を固定していない負債及び新規の借入金・社債等については、金融情勢の変化等による金利率の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ たな卸資産の価値下落

当社グループが保有しているたな卸資産について、収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

### ④ 投資有価証券の価値変動

当社グループが保有する投資有価証券の当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額は1,902億円であります。上場株式の株価変動などに伴う投資有価証券の価値変動は、当社グループの業績に影響を及ぼします。

また、年金資産を構成する上場株式の株価変動により、退職給付会計における数理計算上の差異が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑤ 繰延税金資産の計上

当社グループでは繰延税金資産について、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断して計上しております。しかしながら、今後将来の課税所得の見積り等に大きな変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩しが発生し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

### ⑥ 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価の下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在では予測できない上記以外の事象の発生により、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 技術供与契約

契約会社	相手会社	契約内容	契約期間
コベルコ建機(株) (連結子会社)	コベルコ コンストラクション マシナリー アメリカ, L. L. C. (アメリカ)	油圧ショベルの製造技術	平成元年7月1日から 解約通知まで
コベルコ建機(株) (連結子会社)	ニューホランド コベルコ コン ストラクション マシナリー, S. P. A. (イタリア)	油圧ショベル、ミニショベルの 製造技術	平成14年1月10日から 平成24年12月31日まで
(株)神戸製鋼所 (当社)	メサビ ナゲット デラウェア, L. L. C. (アメリカ)	新還元溶解製鉄法 (ITmk3プロセス)	平成14年3月22日から 無期限

### (2) その他の経営上の重要な契約

#### 1) ユナイテッド ステイツ スチール CORP.との契約

平成2年3月に、当社はU.S.X. CORP.（現 ユナイテッド ステイツ スチール CORP.）と米国において溶融亜鉛めっき鋼板の製造・販売に関する合弁事業を行なうことについて合意し、「プロテック コーティング CO.」を設立いたしましたが、平成22年12月22日付けで同契約を改定し、「プロテック コーティング CO.」において、既存事業に加え、高張力冷延鋼板の製造・販売に関する合弁事業も行なうこといたしました。

#### 2) CNH グローバル N. V. との契約

平成13年9月に、当社及び連結子会社であるコベルコ建機(株)は、CNH グローバル N. V. との間で、建設機械事業の国際的な包括提携に関する契約を締結し、平成14年1月にCNH グローバル N. V. に対し、当社の保有するコベルコ建機(株)の発行済株式の10.0%及びコベルコ アメリカ ホールディングス INC. の保有するコベルコ コンストラクション マシナリー アメリカ, L. L. C. の持分の65.0%を譲渡いたしました。

また、平成14年7月に、CNH グローバル N. V. に対し、当社の保有するコベルコ建機(株)の発行済株式の10.0%、コベルコ建機(株)が保有するコベルコ コンストラクション マシナリー（ヨーロッパ）, B. V. の発行済株式の100%を譲渡いたしました。これと同時に、コベルコ建機(株)は、CNH グローバル N. V. から、欧州市場において建設機械の生産販売を行なうニューホланд コベルコ コンストラクション マシナリー, S. P. A. の発行済株式の20.0%を取得いたしました。

#### 3) 電力卸供給事業（IPP事業）に関する契約

当社の連結子会社である神鋼神戸発電(株)は、電力卸供給事業を行なっておりますが、これに係る契約は以下のとおりであります。

契約会社	相手会社	内容	契約期間
神鋼神戸発電(株) (連結子会社)	関西電力(株)	電力卸供給に関する契約 (石炭火力発電70万キロワット (1号機))	平成9年1月20日から 平成29年3月31日まで (受給開始の日から15年間)
神鋼神戸発電(株) (連結子会社)	関西電力(株)	電力卸供給に関する契約 (石炭火力発電70万キロワット (2号機))	平成10年1月13日から 平成31年3月31日まで (受給開始の日から15年間)
神鋼神戸発電(株) (連結子会社)	金融機関等14社	電力卸供給事業の事業資金に関する限度貸付契約 (平成23年3月31日現在の借入残高756億円)	平成13年9月26日から 平成29年3月26日まで (借入金返済期限)

#### 4) 新日本製鐵(株)、住友金属工業(株)との契約

当社は、事業競争力の強化を目的に新日本製鐵(株)及び住友金属工業(株)と連携関係にあります。これに係る契約は以下のとおりであります。

契約会社	相手会社	内容	契約期間
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株)	競争力強化のための相互連携検討に関する覚書	平成13年12月4日から(注1) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株)	連携施策及び出資等に関する協定	平成14年11月14日から(注2) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	住友金属工業(株)	熱延鋼板供給協力等の連携及び出資等に関する協定	平成14年11月14日から(注2) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株) 住友金属工業(株)	各社の事業効率化に関する提携検討の覚書	平成14年11月14日から(注2) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株) 住友金属工業(株)	スラブ取引に関する合意書	平成17年6月17日から 平成45年5月14日まで
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株) 住友金属工業(株)	買収提案に対する対応の共同検討に関する三社覚書	平成18年3月29日から(注3) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株)	連携施策の更なる深化に向けての覚書	平成19年10月30日から(注4) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	住友金属工業(株)	連携施策の更なる深化に向けての覚書	平成19年10月30日から(注4) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり

- (注) 1. 平成18年12月1日改定
- 2. 平成19年11月14日改定
- 3. 平成21年3月29日改定
- 4. 平成22年10月30日改定

## 6 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、幅広い技術分野での豊富な技術力を原動力として、「オンリーワン製品」の拡販・創出と、それに必要な「ものづくり力」の強化を中心に取り組み、多くの成果をあげております。

当社技術開発本部では、各事業の競争力強化に向けた研究開発に加え、将来に向けた新製品・新技術の先導研究を行なっており、自動車分野、資源・環境・エネルギー分野などでの新たなメニュー創出への取組み、及びそれらを支えるものづくり力を強化していきます。

また、当社各部門及び連結子会社の技術開発部門では、事業の競争力強化に直結する製品及び生産技術の開発を行なっております。今後とも、グループ全体にわたる研究開発への経営資源の投入を効果的に行なってまいります。

当連結会計年度における当社グループの研究開発費は、298億円であります。なお、本費用には、当社技術開発本部で行なっている事業部門横断的又は基礎的研究開発などで、各事業区分に配分できない費用として計上する費用49億円が含まれております。

セグメント毎の研究開発活動の状況は、以下のとおりであります。

### [鉄鋼事業部門]

鉄鋼事業部門では、特に自動車分野、造船分野で使用される特殊鋼や高強度鋼等の「オンリーワン製品」の開発、「ものづくり力」の強化に向けた生産技術の開発に引き続き注力して取り組んでおります。また、顧客ニーズに対応した魅力ある商品をさらに効果的に開発していくために、鋼材系分野の技術開発組織を製鉄所から独立させ、平成22年4月1日付で新たに技術開発センターを設立しました。

薄板分野では、高張力鋼板の開発に引き続き取り組むとともに、インドや北米などを中心にグローバル市場での自動車用高張力鋼板の拡大を狙った供給体制の増強・構築とそれに対応した技術開発を進めております。

厚板分野では、船体構造用降伏点47kg級高強度鋼板の製造技術が市村産業賞貢献賞を受賞しました。これは、世界最高強度クラスの鋼板がレアメタルを添加せずに実現できるものであり、船体重量の削減が見込まれるだけでなく、コスト面、リサイクル性など多くのメリットが評価されたものです。

資源循環分野では、鉄鋼製造の副産物である「鉄鋼スラグ」を環境保全修復材料として活用するため、「鋼製藻場魚礁」を、家島諸島近海、神戸空港沖、及び沖縄県与那原町沖の海域に設置し、海藻の育成や漁場環境の改善を目的とした調査研究を進めております。

条鋼分野では、高性能転造アンカーボルト「スーパーアンカーボルト」を建築用ボルトメーカー・天雲産業(株)と共同開発しました。太さM52サイズ以上の転造ボルトは業界初となります。

鉄粉分野では、環境用鉄粉「エコメル」がカドミウムを含む水田を浄化する技術に採用されました。これは「エコメル」が優れた浄化作用を有し、その各種重金属に対応できるマルチ性能が実証されたものです。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、58億円であります。

### [溶接事業部門]

溶接事業部門では、溶接ソリューションの推進（溶材技術とシステム技術のシナジーの創出）を狙いとして技術開発部と溶接システム部を統合した「開発部」を新設し、平成22年10月1日付で組織を再編しました。

溶接分野では、炭酸ガスシールドの高電流溶接においても、スパッタ発生を大幅に低減可能な溶接プロセス「REGARC-CO<sub>2</sub>プロセス」を開発、これを実現するデジタル制御溶接機「AB500」を上市しました。また、この溶接機を用いた建築鉄骨向けコア溶接ロボットシステムや、純アルゴンガスシールドでも溶接可能な溶接プロセス「MX-MIGプロセス」などを開発しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、20億円であります。

### [アルミ・銅事業部門]

アルミ・銅事業部門では、「ものづくり力」の強化を目指し、品質の安定化、生産性向上のための生産技術開発を推進してきました。また、環境面においては、省エネ・省資源のための技術開発、リードタイムや棚卸削減のための生産を進め、地球環境負荷低減に貢献しました。さらに、急激に成長しているアジア市場に対応した製品開発やグローバル展開に注力した供給拠点の構築も行なっております。

製品技術分野では、グローバル展開を意識した開発を進めました。特に、自動車分野及びIT分野では、アジア市場をターゲットとした技術開発に注力しました。

アルミ板分野では、中国生産向け欧州車に適合したパネル材の開発を進めました。また、自動車の更なる軽量化のためにアルミニ化の技術確立を進め、更に普及が進むHEVやEV車など次世代車への適用拡大のためリチウムイオン電池部材の技術開発を強化しました。

アルミ押出分野では、電磁成形加工技術を適用した革新的なバンパーシステムを更に進化させる開発を行ない、自動車メーカーから高い評価が得られ、採用車種が拡大しました。

鋳鍛分野では自動車用鍛造サスペンションの設計に新規の解析手法を取り入れ、軽量化技術のレベルアップと生産性向上技術を開発し、また、中国市場向けに受注拡大を進めております。

銅板分野では、高強度・高成形性合金を新規開発し、高耐熱性・低摩擦係数を整えたリフローSnめっきとあわせた多極小型端子用としてユーザーに提案中です。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、25億円であります。

#### [機械事業部門]

機械事業部門では、環境、省エネ（CO<sub>2</sub>削減）をキーワードに、「ものづくり力」を強化しながら、独自技術を追求することでグローバル市場でトップを目指し、世界規模で社会貢献を果たすことを目指しています。

研究開発成果として、海洋油田掘削基地や船上掘削基地向けに、従来よりも60%も省スペース化した小型ガス圧縮機を開発しました。1号機を海外大手石油会社向けに製作しており、近々納入予定です。また、業界で初めて90°Cの温水と7°Cの冷水の同時供給を実現した高効率温水ヒートポンプ「HEM-HR90」、及び、世界で初めて120~165°Cの蒸気供給を可能にした高効率蒸気供給システム「スチームグロウヒートポンプ」を電力3社と共同で開発し、販売を開始します。

その他、自然冷媒である「水」を採用した「軸流式水冷媒冷凍機」の試作機を世界で初めて完成させました。また、70~95°C程度の排温水で、当社の強みであるスクリュを採用した発電能力50~100kW級の小型バイナリー発電システムの開発に着手しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、33億円であります。

#### [資源・エンジニアリング事業部門]

資源・エンジニアリング事業部門では、新興国の堅調な経済成長に伴う資源・エネルギー関連の需要拡大に対応するため、改質褐炭(UBC)の製造プロセスなどの劣質原料の利用技術や、ITmk3プロセスに代表されるコークスを用いない製鉄法など、次世代型プロセスの開発に主に注力して取り組んでおります。

インドネシアで推進しております日産600トンのUBC大型実証プロジェクトを平成23年5月に完了し、事業化に着手しました。

また、ITmk3プロセスは、平成21年1月に米国ミネソタ州で商業1号機が稼働を開始しておりますが、今後は地域によって異なる鉄鉱石の形状、性質に合わせてプラントをチューニングする技術の確立を目指していきます。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、35億円であります。

#### [神鋼環境ソリューション]

水処理分野では、下水処理水を利用した低動力海水淡水化技術を基に、海外展開も視野に入れながら水資源循環システムの開発を推進しております。

下水汚泥処理分野では、開発した「バイオ天然ガス化設備」で得られたバイオガスを、さらに高純度に精製し、直接ガス導管に供給する実証事業への取組みに、神戸市、大阪瓦斯(株)と着手し、都市ガスと同等の品質であることを確認した上で、平成22年10月より都市ガス導管への注入実証事業を開始しました。

PCB廃棄物処理分野では、変圧器の絶縁油に含まれる微量のPCBを無害化処理、精製する新システム（平成21年度に環境省の技術評価を終了）を用いた「微量PCB汚染油再生ビジネス」の国内事業化に向け、開発を推進しております。

化学・食品機械関連分野では、缶内視認性に優れた明るいグラス色相を具備し、静電気によるグラス層の破損を防止する新しい導電性グラスライニング「ECOGL II」を開発し、上市しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、13億円であります。

#### [コベルコ建機]

コベルコ建機(株)では、技術開発部門において、主力製品である油圧ショベルなどの安全性向上、排ガス対応・騒音低減などの環境対応に加え、建設リサイクル機械・金属リサイクル機械の開発に取り組んでおります。

同社は、小型ホイールローダ「LK120Z」をモデルチェンジし、平成22年10月より上市しました。また、平成21年3月に取得した広島市五日市地区の敷地に、グローバルな事業展開に向け、グループ全体の生産及び開発の最適化を担ったグローバルエンジニアリングセンターを設立するとともに、油圧ショベルを生産する広島地区的生産体制を再編し、五日市工場の建設を行ないます。平成24年5月の稼動開始を目指して、平成23年6月に建屋の建設工事を着工する予定です。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、37億円であります。

#### [コベルコクレーン]

コベルコクレーン(株)では、技術開発部門において、主力製品であるクローラクレーンなどの安全性向上、排ガス対応・騒音低減などの環境対応の開発に取り組んでおります。

同社は、安全性/環境性に配慮した中間4次排ガス対応エンジン搭載のクローラクレーン（50t~250tクラス）のフルモデルチェンジ機を開発しました。平成23年3月に米国ラスベガスで開催されたConexpo2011に2台出展し高い評価を得、5月より北米/欧洲等の排ガス規制地域向けへの出荷を開始する予定です。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、10億円であります。

#### [その他]

(株)コベルコ科研では、エネルギー、自動車、エレクトロニクス、土木・建築、環境など広範囲にわたる分析・試験技術を蓄積するとともに、新たな評価・解析技術の開発を進めております。さらに、液晶テレビなどのフラットパネルディスプレイ用の配線に用いられるターゲット材料や半導体等の検査装置の開発に取り組んでおります。

当年度は、リチウムイオン2次電池評価などの分析・試験技術の高度化に取り組みました。また、高精細タッチパネル用に、高温の成膜プロセスにも耐えられる独自組成のアルミ合金ターゲット材料を開発し、現在、大手パネルメーカーで採用に向けた評価を頂いております。検査装置では、太陽電池パネル検査用にインラインライフタイム測定装置を開発、上市しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、13億円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績についての分析

当連結会計年度の経営成績につきましては「第2 事業の状況 1. 業績等の概要」に記載しましたとおり、鋼材やアルミ・銅圧延品の販売数量は、国内外における製造業向けの需要が堅調に推移したことなどから、前連結会計年度の水準を上回りました。また、油圧ショベルの販売台数は、中国における需要が拡大したことなどから、前連結会計年度を大きく上回りました。

この結果、売上高は前連結会計年度に比べ1,875億円増収の1兆8,585億円、営業利益は785億円増益の1,245億円、経常利益は788億円増益の890億円となりました。

営業外損益につきましては、前連結会計年度並となりました。

特別損益につきましては、投資有価証券売却益として21億円を計上し、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として23億円を計上しました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ747億円増益の888億円となり、税引き後当期純利益は、466億円増益の529億円となりました。

(注) 売上高には消費税等を含んでおりません。

### (2) キャッシュ・フローの状況についての分析

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費1,148億円の計上や仕入債務の増加545億円などにより1,777億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形及び無形固定資産の取得による支出などにより△966億円となりました。

この結果、フリーキャッシュ・フローは811億円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出△616億円などにより△981億円となりました。以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,897億円となりました。

### (3) 財政状態についての分析

現金及び預金や棚卸資産が増加したものの、有形固定資産や投資有価証券が減少したことなどから、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ178億円減少し2兆2,315億円となりました。また、純資産については、利益剰余金が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ403億円増加し5,973億円となりました。これらの結果、当連結会計年度末の自己資本比率は24.6%となり、前連結会計年度末に比べ1.6ポイント上昇しました。

なお、当連結会計年度末のIPPプロジェクトファイナンスを含む外部負債残高は、前連結会計年度末に比べ796億円減少し8,454億円となりました。